

## 会社の設立方法 (2)

琴 浦 諒\*

(前月号より続く)

## 2. 会社の設立手続

### (4) 商号承認申請 (e-Form1Aの提出)

前回解説したとおり、インドにおける会社設立申請手続は以下のとおりである。前回、①から③までを解説したため、今回は④および⑤を解説する。

- ①電子署名認証 (Digital Signature Certificate (DSC)) の取得
- ②取締役識別番号 (Director Identification Number (DIN)) の取得
- ③商号承認申請 (e-Form1Aの提出)
- ④会社設立申請 (定款の作成ならびにe-Form1、18および32の提出)
- ⑤設立完了後の諸手続

### (5) 会社設立申請 (定款の作成ならびにe-Form1、18および32の提出)

会社登記局から商号承認のレターの発行を受けた後、所定期間内に会社設立申請を行う。この会社設立申請の完了により、法人としての会社が設立、登記されるため、この手続の完了時点で会社の設立行為は一応完了する。ただし、後述のとおり、インドでは銀行口座の開設や資本金の払込み等の重要な手続が、会社の法人登記完了後に行われることに留意する必要がある。

会社設立申請は、設立しようとする会社の所在地を管轄する会社登記局に対し、インド企業省の

ウェブサイトを通じて、オンラインでe-Form1、18および32の各フォームを提出するとともに、添付書類をPDFファイルで提出することにより行う。

#### ア e-Form1の提出

e-Form1は、会社設立申請の書面であり、記載する情報はe-Form1-Aに記載した情報とほぼ同じである。また、e-Form1には、以下の書類をPDFファイルで添付する必要がある。

- (a) 新会社の基本定款 (Memorandum of Association)
- (b) 新会社の附属定款 (Articles of Association)
- (c) 会社登記局からの商号認可に関するレター
- (d) 委任状 (Power of Attorney) (会社設立を現地代理人に依頼している場合)

#### (ア) 基本定款と附属定款 ((a) および (b))

会社設立申請を行うためには、それに先立って当該会社の基本定款および附属定款の2つの定款を作成する必要がある。

日本の会社法では定款は1つだけであるのに対し、インド会社法は定款をその役割に応じて基本定款と附属定款の2つに分けている。

基本定款は会社の種類、商号、事業目的等の基本的な事項を規定しており、附属定款は株主の権利に関する事項や株主総会、取締役会の定足数、決議要件等、会社の運営に関わる事項を規定している。

附属定款については、インド会社法の強行規定やインドの公序良俗に反しない限度において定款

\* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

自治が認められており、特に非公開会社については、附属定款を変更することにより、比較的自由に会社の制度設計を行うことが可能である。また、たとえば合弁会社のケースにおいて、合弁契約で合意した会社運営に関する事項は、附属定款に規定されない限り、組織法上の効力を有さないため<sup>(1)</sup>、日本企業がインド側企業と合弁会社を設立する場合、合弁契約や株主間契約で合意した会社運営に関する事項については、必ず附属定款にその内容を反映させる必要がある。

2つの定款の作成後、各定款の最終頁に各株主から設立委任を受けた個人（株主が2人の場合2名）により、株主情報（住所、商号、引受株式数等）の記載および署名が行われる必要がある。署名はもちろん、株主情報についても原則として全て手書きで記載される必要がある。

日本在住の個人に会社設立を委任してしまうと、日本で署名後に、各定款について公証およびアポスティーユの付与を受ける必要があり、手間がかかるため、インドで設立手続きを請け負う代理人（弁護士、コンサルタント等）に会社設立を委任し、当該代理人に署名をしてもらうことが簡便である。

#### (イ) 会社登記局からの商号認可に関するレター (c)

商号承認申請において会社登記局から発行されたレターである。通常、会社登記局から電子メールで送付されてくる商号認可レターのPDFファイルをそのまま添付するだけで足りる。

#### (ウ) 委任状 (d)

会社設立を代行する法律事務所やコンサルティング会社に対する会社設立代行の委任状であり、各株主から設立委任を受けた個人により署名される必要がある。インドでは、非公開会社であっても株主は最低2名必要であるため、委任状は最低でも2通必要となる。この委任状についても、やはり公証およびアポスティーユの付与を受ける必要がある。

なお、商号承認申請の際に提出した取締役会決

議の議事録（または取締役会決議の抄録）のコピーにおいて、直接インドの代理人を設立代理人として指名している場合には、この委任状の提出は不要である。この場合、取締役会決議の議事録（または取締役会決議の抄録）のコピーそれ自体が委任の証拠となり、いわば委任状と同等の機能を有するためである。

#### (エ) 登録免許税と印紙税

e-Form1の提出の際、定款登録のための費用として、授權資本額に応じた登録免許税（registration fee）とともに、e-Form1提出のための印紙税（stamp duty）を、オンラインで支払う必要がある。

登録免許税は、会社の登記のため、インド企業省に対して支払われる税金（中央税）である。印紙税は、e-Form1の提出に際して貼付すべき印紙にかかる税金であり、各地方の会社登記局に対して支払われる費用（州税）である。

登録免許税（および多くの州の印紙税）の額は、授權資本額（authorized share capital）に応じて定まる。日本と異なり、（実際に払い込まれた）資本金額ではなく、資本の最大枠である授權資本額の金額により、登録免許税（および印紙税）の金額が決定されることに注意する必要がある。

登録免許税（および多くの州の印紙税）の額が、授權資本額に応じて定まることから、インドで会社を設立する場合、実際に発行する予定の株式の額面合計額を超えて授權資本額を設定することは、近々に増資を予定している等の事情がない限りは、基本的に避けた方が良い。ただし、インドにおいて授權資本額を拡大するためには、定款変更が必要となり、定款変更のためには株主総会特別決議が必要となることから、たとえば合弁会社の場合など、日本側が単独で株主総会を開催し、特別決議を行うことが容易ではない場合には、あらかじめ余裕を持たせた授權資本額としておくということも考えられる。

登録免許税の金額は、表1のとおりであり、上限額は2000万ルピーである。インド企業省のウェブサイトでは、ウェブサイト上で授權資本額を入力すれば、自動的に登録免許税が計算されるサー

表1 登録免許税の額 (単位: ルピー)

授權資本額 (Authorized capital)	定款登記にかかる 登録免許税
100,000	4,000
10,0001~500,000	4,000 + 10,000毎に300
500,001~5,000,000	16,000 + 10,000毎に200
5,000,001~10,000,000	106,000 + 10,000毎に100
10,000,001~	156,000 + 10,000毎に50

※登録免許税の上限は2000万ルピー

ビスも提供されている<sup>(2)</sup>。

印紙税は、州税であるため、会社を設立しようとする州によってその金額は異なる。多くの州では、e-Form1および基本定款の印紙税額は固定額、附属定款の印紙税額は固定額または授權資本額に応じた変動額となっている。

また、特に附属定款の印紙税額については、州によって大きく異なり、たとえばムンバイのあるマハラシュトラ州のように、附属定款について、授權資本額50万ルピーごとに1000ルピー (授權資本額の0.2%) という比較的高額の印紙税が課される州もあれば、グルガオンのあるハリアナ州のように、附属定款について、授權資本額が10万ルピーの場合には60ルピー、授權資本額が10万超の場合には120ルピーという低額の印紙税のみが課される州もある。

日本企業が多く進出しているインドの主な州の印紙税額は、表2のとおりである。なお、各州の印紙税額の一覧は、インド企業省のウェブサイトにて確認できる<sup>(3)</sup>。

なお、インドでは、資本金の払込みが会社設立後となるため、「払い込まれた資本金で登録免許

税や印紙税を支払う」ということはできず、事前に発起人となる株主から、インドの代理人等に送金を行っておく必要があることに注意する必要がある<sup>(4)</sup>。

上述のとおり、登録免許税 (および多くの州の印紙税) の額は、授權資本額に応じて定まるため、多くの日本企業の現地法人や合弁会社の場合、数百万ルピーの高額になることが多く、現地代理人による立替払いが拒否されることが多いためである。

#### イ e-Form18およびe-Form32の提出

会社設立申請の際には、上記e-Form1の提出に加え、e-Form18および32を提出する必要がある。e-Form18は、設立された会社の住所の登録申請のフォームである。同フォームの主な記載事項は、以下のとおりである。

- ①株主 (発起人) の住所
- ②新会社の住所
- ③新会社の住所を所轄する警察署の住所
- ④商号承認申請の際の申請手数料のサービスリクエストナンバー (Service Request Number (SRN))

さらに、e-Form18には、同フォームに記載されている新会社の住所が真正であることについての会社秘書役や勅許会計士等による宣言書 (Declaration) が、添付される必要がある。

また、e-Form32は、取締役に関する情報の登録申請のフォームである。同フォームの主な記載事項は、以下のとおりである。

- ①取締役の人数 (会社設立時)

表2 印紙税の額 (単位: ルピー)

州名 (主な都市)	eForm1	基本定款	附属定款
デリー	10	200	授權資本額の0.15% (ただし250万ルピーを上限とする)
ハリアナ (グルガオン)	15	60	授權資本額が10万ルピーの場合には60ルピー、授權資本額が10万超の場合には120ルピー
ウッタラプラデシュ (ノイダ)	10	500	500ルピー (授權資本額にかかわらず固定額)
マハラシュトラ (ムンバイ)	100	200	授權資本額50万ルピーごとに1000ルピー (授權資本額の0.2%)
タミルナドゥ (チェンナイ)	20	200	300ルピー (授權資本額にかかわらず固定額)
カルナタカ (バンガロール)	20	1,000	授權資本額100万ルピーごとに500ルピー (授權資本額の0.05%)
グジャラート (アーメダバード)	20	100	授權資本額の0.5% (ただし50万ルピーを上限とする)

- ②各取締役のDIN
- ③会社秘書役の情報（その時点で会社秘書役が雇用されていない場合、記載不要）
- ④商号承認申請の際の申請手数料のサービスリクエストナンバー（Service Request Number (SRN)）

さらに、e-Form32には、各取締役による取締役就任についての同意書が添付される必要がある。

#### ウ 設立証明書 (Certificate of Incorporation) の発行

提出したe-Form1、18および32の内容に不備がなければ、同各フォームの提出から1週間前後で、設立証明書 (Certificate of Incorporation) が発行される。

従前は、設立証明書は、最初に会社登記局の担当官の署名がないバージョン (PDFファイル) が発起人 (またはその代理人) のメールアドレス宛に送付され、その後担当官の署名がなされた原本が、新会社の登記上の住所に郵送で送付されるという二段階で発行されていたが、2013年3月現在では、「電子署名の付された設立証明書」が、発起人 (またはその代理人) のメールアドレス宛に送付されるのみとなっており、これが原本として扱われる。

なお、インド企業省の2011年7月23日付通達 (General Circular No.49/2011) <sup>(5)</sup> によれば、同年8月11日以降、会社設立申請は、会社秘書役等の専門家によるe-Form1、18および32ならびに基本定款および附属定款の内容が正確であることの証明文言を付した上で行うことができ、その証明文言がある場合には、即日で会社設立申請が完了し、オンラインで設立証明書 (Certificate of Incorporation) が発行されるとされている。

#### (6) 設立完了後の諸手続

法人としての会社の設立および登記は、上記 (5) で解説したところまでで完了しているが、一般に、会社社登記局から設立証明書を受領した後、事業の開始までに、以下の手続が必要となる。以下、分けて概要を解説する。

- ①第一回取締役会の開催（銀行口座開設等重要事項の決定）
- ②第二回取締役会の開催（株券の発行等の決定）
- ③インド外為法上の事後報告書面の提出
- ④基本税務番号 (PAN)、源泉徴収番号 (TAN) 等の税務番号の取得
- ⑤「店舗施設法」(インドの労働法) に基づく事業所登録
- ⑥ (事業に許認可が必要な場合) 必要な許認可、登録等の取得

#### ア 第一回取締役会の開催

会社設立証明書を受領後、設立された会社は、通常直ちに第一回取締役会を開催する。第一回取締役会において決議される主な事項については、表3のとおりである。なお、表3に列挙されている事項はあくまで例示であり、各会社の実情に応じてこれら以外の事項が決議されることもあることに留意されたい。

第一回取締役会の決議事項として特に重要なものは、会社の銀行口座の開設である。

上述のとおり、インドでは会社設立手続の完了

表3

第一回取締役会決議での主な決議事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会の議長の決定</li> <li>・設立証明書の確認</li> <li>・会社の登記上の住所の確認</li> <li>・当初株式引受者 (当初株主) の確認</li> <li>・会社の基本定款および附属定款の承認</li> <li>・会社の会計年度の確認</li> <li>・会社の社印の承認</li> <li>・会社の銀行口座の開設決定</li> <li>・当初取締役の確認</li> <li>・当初取締役による利益相反の情報開示 (各取締役から会社に利益相反の有無についての通知を送付)</li> <li>・当初取締役がインド会社法274条1項の取締役欠格事由のいずれにも該当しない旨の確認 (各取締役から会社に、自身が取締役欠格事由のいずれにも該当しない旨の誓約書を送付)</li> <li>・(マネージングディレクターやホールタイムディレクターを選任する場合) マネージングディレクターやホールタイムディレクターの指名</li> <li>・最初の監査人の選任</li> <li>・会社設立費用を会社自身が負担することの承認</li> <li>・事業に必要な許認可や登録、税務番号等の取得手続についての取締役への授権</li> </ul>
など

後に資本金が払い込まれる（したがって、登録免許税を払い込まれた資本金で支払うということではない）が、銀行口座が開設されなければ、株主からの資本金の払込みを受領することができず、会社の活動資金が得られない上、株主に対して株券を発行することもできないためである。

インドで銀行口座を開設する場合、銀行から、当該銀行に銀行口座を開設する旨を決議する取締役会議事録の提出を求められ、かつその決議内容は、銀行が指定する文言である必要があるのが通常である。そのため、実務上は、口座を開設しようとする銀行から、予め当該銀行が指定する取締役会議事録文言案の提供を受け、その文言をそのまま取締役会議事録の決議事項として盛り込むという対応が、一般に行われている。

銀行口座の開設完了後、新会社は、当該銀行口座に株主から資本金の払い込みを受け、払い込みを行った株主に対して株券を発行する。

#### イ 第二回取締役会の開催

一般には、銀行口座が開設され、資本金が払い込まれた段階で、第二回取締役会が開催され、株券の発行および第一回取締役会で決議できなかった事項を決議する<sup>(6)</sup>。

インドにおいて、株券は一定単位（10株、100株など）ごとに発行される必要は無く、1枚の株券で複数の株式を全て表章することが可能である。そのため、インドでは、ある株主が保有する株式全てについて、1枚の株券のみが発行されるのが通常である。

インドの株券は、一般的な株券用紙（日本の統一手形用紙のようなもの）に会社が必要事項を記載する形で発行されるのが通常であり、日本の株券のように、特殊な印刷等により発行されることはあまりない。

インドにおいて、株券は有価証券であり、かついわゆる善意取得の対象となりうることから、日本と同様、株券の保管には十分な注意が必要である。実務上は、（特に完全子会社の場合）設立した会社の側で保管してもらうとの対応がとられることもあるが、株券紛失時のリスクは会社ではな

く株主が負うため、できる限り株主の側で保管するようにすべきである。なお、保管料はかかるが、インド国内の第三者のカストディアンに株券の保管を依頼することも可能である。

#### ウ インド外為法上の報告書の提出

設立された会社への資本金の払い込みは、インドの外為法である1999年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）上、外国直接投資（FDI）に該当し、インド準備銀行（RBI）への事後報告が必要となる。この事後報告の義務を負う者は、（資本金を払い込んだ株主ではなく）設立された会社である。

会社への資本金の払い込みは新株発行を伴うため、新株発行による外国直接投資の報告として、Form FC-GPRと呼ばれるフォームを、株式発行から30日以内に、添付書類とともに、銀行を通じてインド準備銀行（RBI）に対して提出する必要がある<sup>(7)</sup>。

実務上は、Form FC-GPRは、口座を開設した銀行（資本金の払込みを受けた銀行）が主体となって、設立された会社に対して必要情報や添付書類の提供を依頼するなどし、銀行の側で必要書類を取りまとめた上で、提出されることが多い。

なお、1999年外国為替管理法上、インド非居住者に適用される株式取得価格規制に基づき、インド非居住者がインド国内会社の株式を取得する場合、Form FC-GPRへの添付書類として、「勅許会計士等による取得株式に関する公正な評価額の証明書」の提出が要求されているが、この規制が既存会社の新株発行を引き受ける場合のみならず、会社の新規設立の場合にも適用されるかについては、規制の文言上明確でなく、争いがあった。

この点について、インド準備銀行（RBI）は、2012年9月26日付けの通達（RBI/2012-13/223 A.P. (DIR Series) Circular No. 36）<sup>(8)</sup>により、会社の新規設立の際に株式の額面額で新株を引き受ける場合には、「勅許会計士等による取得株式に関する公正な評価額の証明書」をForm FC-GPRに添付することは不要である旨を明示した。新規に設立される会社については、株式の額面額

以外の「公正な評価額」といえる指標が存在しないため、インド準備銀行による同通達は、妥当な判断を示すものであると評価でき、またこれにより会社の新規設立手続の簡略化が図られることから、実務上の意義は大きい。

## エ 税務番号の取得

インドにおいて事業を営むためには、各種税務番号の取得が必要となる。どのような税務番号が必要となるかは、設立した会社が営む事業内容により異なるが、一般に日本企業の子会社が取得することが多い税務番号は、以下のとおりである。いずれの税務番号も、提出書類に不備が無ければ、申請から1~2週間程度で交付されることが通常である。

### ・基本税務番号 (PAN)

…インドにおける当局による納税管理の基本となる税務番号。当該会社の税務上のIDナンバーであり、全ての会社が取得する必要がある。

### ・源泉徴収番号 (TAN)

…インドにおいて支払の際に源泉徴収を行う際に必要となる税務番号。全ての会社が取得する必要がある。

### ・輸出入コード (Import / Export Code)

…関税支払いに関連する税務番号。インドにおいて輸入または輸出を行う会社が取得する必要がある。日本企業の子会社は、インドで輸入販売を行うことが多いため、取得が必要なことが多い。

### ・中央売上税 (CST) 番号および付加価値税 (VAT) 番号

…インドにおいて製造販売を行う場合、中央売上税 (CST) は製造を行った州と異なる州で販売を行う際に、付加価値税 (VAT) は製造を行った州と同じ州で販売を行う際に、それぞれ課せられる間接税である。インドにおいて製造販売を行う場合に取得する必要がある。

### ・サービス税 (Service Tax) 番号

…インドにおいて役務の対価としてサービス料を受領する場合に支払う間接税であり、インドにおいて役務を提供する場合に取得する必要がある。

## オ 店舗施設法に基づく事業所登録

工場以外の事業所 (事務オフィス、営業所等) には、インドの労働法である「店舗施設法 (Shops and Establishments Act)」が適用される<sup>(9)</sup>。

同法上、使用者は、事業所開設から一定期間内 (期間は州により異なるが、多くの場合30日以内) に、当該地域を管轄する労働コミッショナー (Labour Commissioner) のオフィスの主任検査官 (Chief Inspector) に対し、当該事業所の概要について届出を行う必要がある<sup>(10)</sup>。

一般には、エで述べた税務番号の取得と並行して、上記店舗施設法に基づく事業所の登録が行われる。

事業所登録は、提出書類に不備が無ければ、申請から2~3週間程度で完了することが通常である。

## カ その他必要な許認可、登録等の取得

設立した会社が営もうとする事業が、政府の許認可を要する事業である場合 (例: 通信、保険など)、事業の開始に先立ち、政府の許認可を取得する必要がある。

また、現地で製造業を営もうとする場合、1948年工場法 (Factories Act, 1948) に基づく工場操業に関するライセンスの取得や、その地域を統括する汚染管理委員会 (Pollution Control Board) からの環境クリアランスの取得等が必要となる。

必要な許認可および許認可取得申請を行うべき政府当局は、当該会社が営もうとする事業の内容により異なるため、事前に弁護士やコンサルタント等に相談するなどして、必要な許認可をリストアップする作業が必要となる。

許認可取得の所要期間は、取得しようとする許認可の内容により異なるが、一般には短くても1

～2ヶ月程度、許認可によっては半年程度の期間がかかることもある。そのため、許認可を要する事業については、会社設立から事業開始までの期間を長めに見積もっておく必要がある。

#### キ その他法務上の対応

インドに設立した会社が事業を開始するためには、上記述べた他、取引を開始する企業との契約書の作成、従業員との雇用契約および就業規則の作成など、さまざまな法務面での準備、対応が必要となる。

そのため、会社設立後、すみやかに事業を開始するためには、これらについても、予め弁護士やコンサルタント等に相談の上、会社設立手続と並行して準備を進める必要がある。

#### [注]

- (1) たとえば、合弁契約上の合意に違反して取締役の選任が行われた場合、附属定款に合意された選任方法が規定されていれば、当該選任自体がインド会社法上無効となるが、規定されていなければ単なる契約違反の問題のみが生じることとなる。
- (2) <http://mca.gov.in/DCAPortalWeb/dca/MyMCALogin.do?method=setDefaultProperty&mode=15>
- (3) [http://www.mca.gov.in/MCA21/dca/efiling/eStamp\\_rate.pdf](http://www.mca.gov.in/MCA21/dca/efiling/eStamp_rate.pdf)
- (4) なお、設立費用を新会社自身に負担させる場合、事後的にこの費用を新会社から株主に払い戻すことも可能である。
- (5) 下記インド企業省のウェブサイトにて閲覧可能。  
[http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular\\_49-2011\\_23july2011.pdf](http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular_49-2011_23july2011.pdf)
- (6) もちろん、第一回取締役会で決議が漏れた事項がある場合には、銀行口座開設／資本金払込み前であっても、第二回以降の取締役会を開催することが可能である。
- (7) 一方、新株発行ではなく、既存株式を取得する方法で外国直接投資を行った場合は、Form FC-GPRではなく、Form FC-TRSと呼ばれるフォームを、インド居住者側（売主側）がインド準備銀行に提出する必要がある。
- (8) 下記インド準備銀行のウェブサイトにて閲覧可能。  
<http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/AP36FDI092612.pdf>
- (9) 同法は州法であり、州ごとにやや内容が異なる。たとえば、デリーにはDelhi Shops and Establishments Actが、ムンバイにはBombay Shops and Establishments Actが

適用される。

- (10) ただし、タミルナドゥ州など、いくつかの州では届出義務は課されていない。

